省令

○財務省令第五十七号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十四条の二第二項第十三号、第三十四条の二第四項において準用する同法第三十四条第四項、第六十五条の四第一項第十三号、第六十五条の四第四項において準用する同法第六十五条の三第四項及び第六十八条の七十五第四項において準用する同法第六十八条の七十四第四項、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第二十九条第五項、第四十三条第四項及び第五十八条第四項、租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十二条の八第二十項第一号イ(2)、(3)及び(5)並びにロ(2)、(3)及び(5)、第二十六条第十九項並びに第三十九条の五第二十一項第一号イ(2)、(3)及び(5)並びにロ(2)、(3)及び(5)並びに租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十一年政令第百八号）附則第十条第一項第二号、第三号及び第五号並びに第二十六条第一項第二号、第三号及び第五号の規定に基づき、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年七月三十一日

財務大臣　与謝野　馨

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第十七条の二第一項第十一号ロ中「第十四項」を「第十六項」に改め、同項第十六号中「都道府県知事」を「経済産業大臣」に、「第二十二条の八第二十一項第一号」を「第二十二条の八第二十一項第一号イ又はロ」に、「第十七項第一号に規定する」を「第十九項第一号の」に改め、「当該事業が中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第百一号）第四条第一項の商店街整備計画に基づく事業である場合には、当該事業により設置される施行令第二十二条の八第二十項第一号ロに規定する施設の用に限る。）」を削り、同項第十七号中「第十七項第二号に規定する」を「第十九項第二号の」に、「第二十二条の八第二十項第一号ロ」を「第二十二条の八第二十項第一号イ(2)」に、「施設の用に限る。」を「施設の用」に改め、同項第十八号中「第十七項第三号に規定する」を「第十九項第三号の」に改め、同項第二十号中「第十八項に規定する」を「第二十一項の」に改め、同項第二十六号中「第十九項に規定する」を「第二十一項の」に改め、同条第八項中「第二十二条の八第二十項第一号ロ」を「第二十二条の八第二十項第一号イ(2)」に改め、同条第九項から第十一項までを次のように改める。

9　施行令第二十二条の八第二十項第一号イ(3)に規定する財務省令で定める区域は、同号イ(4)に規定する認定商店街活性化事業計画に基づく同号イに掲げる商店街活性化事業を行う商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）第五条第一項に規定する認定商店街活性化事業者である商店街振興組合等（同法第二条第二項に規定する商店街振興組合等をいう。）の組合員又は所属員で中小小売商業者等（同法第二条第一項第三号から第七号までに掲げる者をいう。）に該当するものの事業の用に供される店舗その他の施設（当該認定商店街活性化事業計画の区域内に存するものに限る。）及び当該認定商店街活性化事業計画に基づく当該商店街活性化事業により新たに設置される公共用施設の用に供される土地の区域とする。

10　施行令第二十二条の八第二十項第一号イ(5)に規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一　当該事業に参加する者の数が十以上であること。

二　当該事業により新たに設置される公共用施設及び店舗その他の施設の用に供される土地の面積とこれらの施設の床面積との合計面積（これらの施設の建築面積を除く。）に占める売場面積の割合が二分の一以下であること。

三　当該事業が、独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第一項第三号、第四号若しくは第十二号に掲げる業務（同項第三号又は第四号に掲げる業務にあつては、同項第三号ロ又はハに掲げる事業又は業務に係るものに限る。）に係る資金（同項第十二号に掲げる業務に係るものにあつては、土地、建物その他の施設を取得し、造成し、又は整備するのに必要な資金に限る。）の貸付け、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十一条第一項第一号の規定による同法別表第一第一号若しくは第十四号の下欄に掲げる資金（土地、建物その他の施設を取得し、造成し、又は整備するのに必要な資金に限る。）の貸付け又は国若しくは地方公共団体の補助金（土地、建物その他の施設を取得し、造成し、又は整備するのに必要な補助金に限る。）の交付を受けて行われるものであること。

11　施行令第二十二条の八第二十項第一号ロ(2)に規定する財務省令で定める施設は、研修施設（講義室を有する施設で、資料室を備えたものをいう。次項において同じ。）とする。

第十七条の二第二十一項を同条第二十三項とし、同条第十八項から第二十項までを二項ずつ繰り下げ、同条第十七項第一号中「都道府県知事」を「経済産業大臣」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十六項を同条第十八項とし、同条第十五項第一号中「第二十二条の八第二十一項第一号イ(2)」を「第二十二条の八第二十一項第二号イ(2)」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十四項中「第二十二条の八第二十項第二号ハ」を「第二十二条の八第二十項第二号ニ」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十三項を同条第十五項とし、同条第十二項第一号中「第十四項」を「第十六項」に改め、「商店街振興組合等」の下に「（施行令第二十二条の八第二十一項第二号イ(2)に規定する商店街振興組合等をいう。第三号において同じ。）」を、「中小小売商業者等」の下に「（施行令第二十二条の八第二十一項第二号イ(2)に規定する中小小売商業者等をいう。第三号において同じ。）」を加え、同項第三号中「第十四項第三号」を「第十六項第三号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項の次に次の二項を加える。

12　施行令第二十二条の八第二十項第一号ロ(3)に規定する財務省令で定める区域は、同号ロ(4)に規定する認定商店街活性化支援事業計画に基づく同号ロに掲げる商店街活性化支援事業を行う施設として新たに設置される研修施設の用に供される土地の区域とする。

13　施行令第二十二条の八第二十項第一号ロ(5)に規定する財務省令で定める要件は、第十項第三号に掲げる要件とする。

第十八条の二十一第十三項第二号中「又はその写し」を「若しくはその写し又は当該家屋が国土交通大臣が財務大臣と協議して定める長期優良住宅の普及の促進に関する法律第九条第一項に規定する認定長期優良住宅建築等計画に基づき建築された家屋に該当する旨を証する書類」に改める。

第二十二条の五第一項第十一号ロ中「第十四項」を「第十六項」に改め、同項第十六号中「都道府県知事」を「経済産業大臣」に、「第三十九条の五第二十二項第一号」を「第三十九条の五第二十二項第一号イ又はロ」に、「第十七項第一号に規定する」を「第十九項第一号の」に改め、「（当該事業が中小小売商業振興法第四条第一項の商店街整備計画に基づく事業である場合には、当該事業により設置される施行令第三十九条の五第二十一項第一号ロに規定する施設の用に限る。）」を削り、同項第十七号を「第三十九条の五第二十一項第一号ロ」に、「第三十九条の五第二十一項第二号の」に、「施設の用に限る。」を「施設の用」に改め、同項第十八号中「第十七項第二号に規定する」を「第十九項第二号の」に改め、同項第二十号中「第十八項に規定する」を「第二十一項の」に改め、同項第二十六号中「第十九項に規定する」を「第二十一項の」に改め、同条第八項中「第三十九条の五第二十一項第一号ロ」を「第三十九条の五第二十一項第一号イ(2)」に改め、同条第九項から第十一項までを次のように改める。

9　施行令第三十九条の五第二十一項第一号イ(3)に規定する財務省令で定める区域は、同号イ(4)に規定する認定商店街活性化事業計画に基づく同号イに掲げる商店街活性化事業を行う商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第五条第一項に規定する認定商店街活性化事業者である商店街振興組合等（同法第二条第二項に規定する商店街振興組合等をいう。）の組合員又は所属員で中小小売商業者等（同法第二条第一項第三号から第七号までに掲げる者をいう。）に該当するものの事業の用に供される店舗その他の施設（当該認定商店街活性化事業計画の区域内に存するものに限る。）及び当該認定商店街活性化事業計画に基づく当該商店街活性化事業により新たに設置される公共用施設の用に供される土地の区域とする。

10　施行令第三十九条の五第二十一項第一号イ(5)に規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一　当該事業に参加する者の数が十以上であること。

二　当該事業により新たに設置される公共用施設及び店舗その他の施設の用に供される土地の面積とこれらの施設の床面積との合計面積（これらの施設の建築面積を除く。）に占める売場面積の割合が二分の一以下であること。